

松野町農業者物価高騰対策継続支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格上昇に関連する資材等の物価高騰の影響により農業経営に対する負担が増大していることを踏まえ、農業者及び農地所有適格法人（以下「農業者等」という。）に対し、予算の範囲内において農業に係る物価高騰対策継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、農業の安定的な経営及び地域農業の継続に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 町内において農業を営む個人をいう。
- (2) 農地所有適格法人 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団関係者 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

(交付の対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する農業者等とする。

- (1) 令和7年分の住民税申告、所得税の確定申告又は直近の法人税の確定申告をしていること。
- (2) 町内に住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）を有していること。
- (3) 令和8年6月1日時点において、引き続き営農を行っていること。
- (4) 暴力団又は暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 交付申請日において、町税等を滞納していないこと。
- (6) 松野町物価高騰に係る指定管理者等支援金交付要綱（令和8年告示第10号）の規定による支援金の交付を受けていないこと。

(対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、令和7年分の事業に係る種苗費、肥料費、飼料費、農薬衛生費、諸材料費及び動力光熱費とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、対象経費の費目ごとに、当該費目の額に別表に定める価

格上昇率（負担率）を乗じて得た額を合算した額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定により算出された額が200,000円を超えるときは、支援金の額は200,000円を上限とする。

（交付の申請及び請求）

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、松野町農業者物価高騰対策継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費の額を証する書類（収支内訳書、青色申告決算書、法人の決算書等の写し）
- (2) 令和7年分の申告をしたことを確認できる書類の写し
- (3) 振込先口座が確認できる書類の写し
- (4) 町税等の滞納がない旨の証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項第1号から第4号までに掲げる書類は、申請者が町が保有する情報の確認に関する同意書（様式第2号）を提出した場合において、町長が町の保有する情報により当該書類の内容を確認できるときは、その添付を省略させることができる。

（申請期間）

第7条 前条第1項の申請は、令和8年7月1日から令和8年12月31日までの間に行わなければならない。

（交付及び不交付の決定）

第8条 町長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付の決定をし、松野町農業者物価高騰対策継続支援金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、審査の結果、支援金を交付しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第9条 町長は、前条第1項の規定による交付の決定をしたときは、第6条第1項の規定による請求に基づき、速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

(対象者が死亡した場合の取扱い)

第11条 対象者が令和8年6月1日以後に死亡したときは、その相続人は、対象者に代わって支援金の交付の申請及び請求をすることができる。

2 相続人が2人以上あるときは、その全員を代表する者を定め、当該代表者が前項の申請及び請求を行うものとする。

3 第1項の場合において、第3条の規定の適用については、同条各号に掲げる要件は、死亡した対象者について判断するものとする。ただし、同条第4号及び第5号に掲げる要件については、申請者である相続人についても該当しないものでなければならない。

4 第1項の規定により申請及び請求をしようとする相続人は、様式第1号に第6条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 対象者の死亡の事実及び申請者が相続人であることを確認できる書類
(戸籍謄本その他これに準ずる書類の写し)

(2) 相続人が2人以上あるときは、相続人の代表者を定めたことを証する書類
(様式第4号)

5 この条の規定により交付を受けた支援金の相続人間における分配については、町は責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(この要綱の失効に伴う経過措置)

3 令和9年3月31日以前に交付決定された支援金については、前項の規定にかかわらず、この要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表 (第5条関係) 費目別価格上昇率 (負担率)

費目	価格上昇率 (負担率)
----	-------------

種苗費	18.94%
肥料費	43.38%
飼料費	33.17%
農藥衛生費	17.76%
諸材料費	21.40%
動力光熱費	28.35%

様式第1号（第6条関係）

松野町農業者物価高騰対策継続支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

松野町長

様

（申請者）住 所

氏名又は法人名

電話番号

松野町農業者物価高騰対策継続支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり支援金の交付を申請します。また、交付決定後は、支援金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

記

1 支援金の支給申請額（請求額）

申請（請求）額	円（補助上限額：200,000円）
---------	-------------------

※下記2の合計額（C）を1,000円未満切捨てで記入してください。

ただし、200,000円を超える場合は、200,000円とします。

2 対象経費及び支援金の額（令和7年分）

費目	対象経費の額 (A) 円	価格上昇率 (負担率) (B)	支援金額 (A×B) 円
種 苗 費		18.94%	
肥 料 費		43.38%	
飼 料 費		33.17%	
農 薬 衛 生 費		17.76%	
諸 材 料 費		21.40%	
動 力 光 熱 費		28.35%	
合計 (C)			

3 振込先口座

振 込 先 名	銀行・信用金庫・信用組合・農協
支 店 名	本店・支店・本所・出張所
口 座 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義 人	

※口座名義人は、申請者と同名義人を記入してください。

4 誓約事項

私は、次の事項について相違ないことを誓約します。

チェック項目	誓約事項
<input type="checkbox"/>	令和8年6月1日時点において、引き続き営農を行っています。
<input type="checkbox"/>	報告、調査又は修正のための措置を求められた場合に応じます。
<input type="checkbox"/>	虚偽の内容を申請したことが判明した場合には、支援金を返還することに異存はありません。

様式第2号（第6条関係）

町が保有する情報の確認に関する同意書

年 月 日

松野町長 様

（申請者）住 所
氏名又は法人名

松野町農業者物価高騰対策継続支援金の申請に当たり、交付要件の確認及び支援金額の算定のため、松野町が保有する次の情報を、町の関係課が相互に利用して確認することに同意します。

- 1 令和7年分の申告に関する情報
- 2 振込先口座に関する情報
- 3 町税等の納付の状況に関する情報

----- 以下松野町記入欄 -----

費 目	滞納の有無	調査担当 部署名	確認日	担当者
町民税	有 無			
固定資産税	有 無			
軽自動車税	有 無			
国民健康保険税	有 無			
後期高齢者医療保険料	有 無			
介護保険料	有 無			
保育料	有 無			
水道料	有 無			
住宅使用料	有 無			

備考 調査の対象は、申請者とする。

第 号
年 月 日

様

松野町長
(公印省略)

松野町農業者物価高騰対策継続支援金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました松野町農業者物価高騰対策継続支援金について、松野町農業者物価高騰対策継続支援金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 内 容	交 付 ・ 不 交 付
【交付の場合】	
交付決定額	金 円
支払予定日	
【不交付の場合】	
不交付の理由	

様式第4号（第11条関係）

相続人代表者選任届

年 月 日

松野町長 様

下記のとおり、松野町農業者物価高騰対策継続支援金の申請及び請求に関する相続人の代表者を選任しましたので届け出ます。

記

被相続人	氏 名	
	死亡時の住所	
	死亡年月日	
代表者	氏 名	
	住 所	
	続 柄	
	電 話 番 号	

私たちは、上記の者を相続人の代表者として選任し、本支援金の申請、請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

相続人	氏 名	被相続人との続柄	住 所	署名又は記名押印